

自治労連第 41 回定期大会

取り組みの基調と重点課題

【今後 3 年間の取り組みの基調】

安倍首相は憲法擁護義務をかなぐり捨て、2020 年改憲施行を視野に改憲発議を狙っている。また、安倍政権は「自治体戦略 2040」「スマート自治体研究会・報告」などで自治体再編とあわせて自治体職員を半減させようとしている。

一方、第 6 次組織財政強化中期計画は 2018 年 9 月から 2023 年 8 月までの計画であり、その推進が求められる。

以上のことから、また定例の次期参議院選挙は 2022 年 7 月であることから、改めて、第 44 回定期大会（2022 年 8 月）に向けた 3 年間、職場と地域から「憲法をいかし、住民生活と地方自治を守る」ことを、自治労連の責務と位置付け、以下の取り組みを全国で実践し、すべての組合員参加による運動を展開する。なお、当面する改憲阻止のたたかいは先の参議院選挙の結果を踏まえ、単年度のたたかいとしてすすめる。

1. 安倍改憲阻止、憲法をいかし、住民生活と地方自治を守るため、すべての職場で日本国憲法を語る人を広げながら、「憲法キャラバン」をすすめ、「政治的中立」を口実とした攻撃に対峙し、政治革新を組合員の要求に高める

自治体公務公共労働者の要求として日本国憲法を生かし守ることの必然性

「国民を戦場に動員する最前線に自治体労働者がいた」こと、そもそも「市町村役場がなければ戦争が遂行できなかった」ことの反省から、住民の人権を守る自治体が国の暴走の歯止めとなり、日本が二度と戦争を起こさないために、日本国憲法に地方自治に関する規定がおかれた。

加えて、「自治体労働者の権利宣言(案)」の主旨(注 1)のとおり、我々自治体・公務公共労働者の要求として、日本国憲法をいかし守ることの必然性がある。

「国民への奉仕」から「権力への奉仕」へ転換させた歴史

一方、いま職場では「政治的中立」の名のもとに、憲法を語ることや安倍政権を批判すること、また「民間委託反対」など行政の進め方を批判することさえ困難になっている。加えて公民権の行使さえ危ぶまれている。

戦後、マッカーサー「書簡」と政令 201 号によって、公務員の労働基本権と政治的自由が制約を受けることとなった。マッカーサー「書簡」と政令 201 号(注 2)は、「公務員の労働基本権・政治的自由・市民的自由の制限は合理的なもの」と述べている。

日本国憲法第 15 条が公務員の地位を「全体の奉仕者」として位置づけたのは、公務員を「天皇の用人」から「国民全体の奉仕者」へ、その本質的転換を示したものである。日本国憲法はすべての国民に基本的人権を保障し、公務員といえども例外ではない。マッカーサー「書簡」と政令 201 号は、日本国憲法第 15 条が明示する公務員の民主主義的原則と、公務員の勤労者(労働者)としての権利である第 28 条を二律背反におき、公務員を「国民への奉仕」から「権力への奉仕」へ転換させる攻撃であ

った。

政治部門からの中立性を担保に身分と権利を保障した一公務員制度の歴史

言うまでもなく「全体の奉仕者」は政府や首長に奉仕するのではなく、社会を構成するすべての人々（the whole community）に対して奉仕する存在である。選挙結果だけを根拠に政府や首長の意思こそ民意だとして「政治主導」をむやみに強調することは、民意を口実とする政府・与党や首長の独裁体制を招く恐れがあり、それを理由に政府や首長に対する公務員の服従を強いることは、「全体の奉仕者」としての公務員の役割を否定するものである。

公務員制度の歴史は、政権交代ごとに大量の公務員を政権支持者によって入れ替えると言う 19 世紀中心に米国等で典型的に展開された獵官制（スポイルズ・システム）の時代を経て、公務員の任用は、政治部門に忠実かどうかでなく、公務員としての客観的な能力や資格のみを基準として行われ（メリット・システム（成績主義））、その地位も、政治部門の意向によって左右されることなく、永続的に国民全体の奉仕者としての職務に専念できることが保障され（身分保障の原則）、また、それにふさわしい勤務条件や権利が公務員に対して保証されること（公務員に対する権利保障）が求められることとなった。

「行政の中立性」を理由にした憲法擁護回避や憲法への「中立性」は許されない

加えて、公務員には憲法擁護義務があり（99 条）、かつ憲法擁護を宣誓して入職している。憲法擁護義務は、職務の遂行にあたって憲法を尊重し擁護する義務を負うことを意味するのであり、公務員が、職務遂行にあたり、「行政の中立性」を理由にして憲法擁護を回避したり、憲法に「中立」の立場をとることは許されない。「行政の中立性」の要請は、行政が住民に対して中立・公正の立場に立つて行わなければならないことを意味し、そのことは、公務員が憲法問題にかかわるべきでないということの意味するものではない。また、職務を離れて一市民としての公務員の政治活動の自由は最高裁でさえ認められている。

政治的無関心・公民権行使の放棄は虚構政治への白紙委任—思考停止であってはならない

2017 年の総選挙・先の参院選では、改憲勢力を支持する人より多くの人々が投票を棄権した。政治的に無関心であることや投票を棄権することは、「数の力」という虚構政治に対する白紙委任であり、誰が権力の座に就こうが、従うということ。

数百万のユダヤ人を強制収容所に送り込んだ責任者であるアイヒマンの裁判（注 3）を傍聴したユダヤ系政治哲学者のハンナ・アーレントは、傍聴席から見たアイヒマンはただ普通の人だったことに衝撃を覚えた。そして「悪の凡庸さ」「彼が 20 世紀最悪の犯罪者になったのは思考停止だったからだ」と書いた。

我々は思考停止であってはならない。時の権力に従順に従って公民権を行使することを放棄してはならない。

主権者として住民の政治参加を保障することは自治体労働者の責務

4 月の統一地方選挙では、投票率の低下が“民主主義の危機”として大きな問題となった。また、地方自治・地域づくりに携わる私たち自治体労働者にとっては、改めて地域住民が政治から離れていっていることを重大な問題として受け止めなければならない機会となった。政治に関心を寄せ、行政に参加

する主権者として住民の政治参加を保障することは自治体労働者の重要な責務である。そのことは私たち自治体労働者も同様、より良い職場、より良い地域をつくっていくためには、主権者としてしっかりと政治に向き合わなければならない。

身近な仕事や働き方の改善には職場・地域の取り組みとあわせ政治を変えること

職場の身近な要求も、職場・地域レベルの取り組みにとどまらず、「法律の改正」というように、政治的要求に高めてこそ実現する課題が数多くある。

とりわけ、自治体・公務公共労働者の場合、法律や条例により、仕事の中味や働き方が決められるという点で、要求実現のうえで、職場からの取り組みで力関係を変えることと合わせて、国政・地方政治を住民本位のものとする取り組みが重要になっている。

そうした中で、この間の野党共闘により、原発ゼロ基本法案、子どもの生活底上げ法案、保育士等処遇改善法案などこの間の野党共同法案は 20 本にも及ぶ。さらに、市民連合と 5 野党・会派の「共通政策（注 4）」（5 月 29 日）は我々の要求に沿うもの。

明文改憲が危ぶまれるなか、改めて「憲法をいかに住民生活と地方自治を守る」ことを自治体・公務公共労働者の総意とするために、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三原則及び「地方自治」等を基本原則とする日本国憲法についての学習運動を再構築し、「政治的中立」を口実とした攻撃に対峙し、「戦争法廃止」「安倍改憲阻止」「自治体・公務公共労働者の権利保障」を組合員の要求に高める。そのためにも、すべての職場で日本国憲法を語る人をつくることをめざす。

- ① すべての単組が構えをつくるためにも、「憲法闘争本部」を中心に議論をすすめる、地方組織の意思統一をはかる。
- ② 日本国憲法の価値を職場で共有し広げる。そのためにも、すべての職場で日本国憲法を語る人を広げる。「政治的中立」を口実とした攻撃に対峙するための特別の手立てをすすめる。
- ③ 「安倍改憲 NO !」 3000 万署名の成功に向け引き続き取り組む。
- ④ 憲法をいかに住民生活と地方自治を守る自治体をめざす共同を広げる戦略的な課題として、憲法キャラバンに引き続き取り組む。
- ⑤ 核兵器のない世界をめざし、日本政府に核兵器禁止条約批准を迫る草の根からの運動を広げる。
- ⑥ 安保廃棄、普天間基地即時撤去と辺野古新基地建設阻止、オスプレイの全国配備を許さない取り組みをすすめる。
- ⑦ 今後の国政・地方選挙闘争・民主的自治体建設に積極的に取り組む。

2. 憲法をいかに住民生活と地方自治を守り、長時間労働一掃・本格的な予算人員闘争、自治研活動を一体ですすめる「こんな地域と職場をつくりたい」の運動を推進し、公務公共サービスの営利化（「公的サービスの産業化」）に対峙する

職場・地域から、「憲法をいかに住民生活と地方自治を守る」ため、地域に出て主権者である住民に職場の実態などを知らせ、力をあわせ、改善の共同運動をすすめる。加えて、そのことを可能とするため、職場から、自治研活動を推進し、長時間労働を一掃し、住民本位の本格的な予算人員闘争につなげることを主眼とした『「こんな地域と職場をつくりたい」の運動』をさらに発展させる。

この取り組みの中期的目標として、一つは、すべての単組が、地域に出て、i)「給食まつり」「現業まつり」や保育・子育てフェスタ、生活保護相談活動、市民ビラ・アンケートなど住民宣伝や住民との

共同の取り組み、ii) 地方自治確立、社会福祉拡充、地域医療充実などの課題で取り組んでいる自治体キャラバン、iii) 地域経済や市町村合併、地域医療、保育・子育てなどをテーマに住民アンケートや聞き取りによる地域調査、iv) 「見直そう、問い直そう、仕事と住民の安全・安心」の運動、v) これらを、いっせい地方選挙・国政選挙・中間選挙を節目にした「こんな日本と地域をつくりたい」の提言運動につなげる、など、住民要求を一つでも実現する。

二つは、憲法をいかし住民生活を守るためにも、i) 「自治体労働者の権利宣言（案）」にもある、自治体・公務公共労働者の定員配置は、年休権の完全行使とすべての特別休暇の取得とともに、住民本位の行政を保障するものとする。少なくとも、「集中改革プラン」の後継計画・市町村独自の「行革」計画による人員削減を許さず、公務公共サービスの拡充は「マンパワーでこそ」の世論をつくり、人員増、現業職の採用を実現する、ii) 民間委託・指定管理者制度・労働者派遣等の導入・拡大を許さず、直営を基本とした公務公共サービスの充実をはかる。

三つは、「自治体労働者の権利宣言（案）」にもある、自治体・公務公共労働者が、人間としての尊厳と自由を回復し、豊かな生活を実現するため、労働時間の大幅な短縮をはかる。超過勤務労働は例外的措置として規制し、恒常的な超過勤務を廃止する。

- ① 引き続き、すべての単組で職場訪問、職場懇談に取り組む。
- ② 予算人闘争を推進し、年間サイクル化をはかる。
- ③ 公務公共サービスのアウトソーシング許さず、自治体直営での充実をめざす。
- ④ 民主的自治体労働者論（注5）をたたかいと実践を通じて、次世代へ継承・発展させる。
- ⑤ 今後の3年間の取り組みの意思統一を図るために、「憲法いかし住民生活と地方自治を守り、長時間労働一掃・本格的な予算人員闘争、自治研活動を一体ですすめる『こんな地域と職場をつくりたい』の運動の意思統一集会（仮称）」を5月16～17日に開催する。
- ⑥ 自治体問題研究所と連携し、職場・地域から自治研活動を活性化させ、第15回地方自治研究全国集会の成功をめざす。自治研活動を推進するため、東西でリーディングケースとして実践し、全国へ広げる。
- ⑦ リーディングケースの教訓を交流、意思統一を図る場として、第15回地方自治研究全国集会を位置付ける。

3. 春闘を起点に、生計費に基づく賃金要求の実現に向けた中期的な賃金闘争を推進する

賃金闘争の主目標を、すべての労働者が生活改善できる賃上げ及び低賃金と格差の解消とし、自治労連の賃金闘争の中心課題の一つを、全国一律最賃制確立と非正規労働者の均等待遇の実現、もう一つを、地方の公務職場における「給与制度は国公準拠、給与水準は地域民間」の打破とする。当面、すべての単組が自治体内最賃要求を掲げることをめざす。

この間のたたかひの教訓を踏まえながら、以下にあげる観点で、春闘を起点とする賃金闘争の抜本的強化をはかる。i) 地域で春闘の先頭に立つ、ii) 最賃・公契約改善を強化する、iii) 公務非正規・公共のたたかひを強化する、iv) 共同の力で公務員賃金闘争をたたかう。（詳細は2016年1月「提言・すべての労働者の賃上げを掲げ、春闘を起点に旺盛な賃金闘争を一生計費にもとづく賃金要求の実現へ向けた中期的な賃金闘争方針（案）」参照）。

そのために、全地方組織での賃金講座の開催などを通じて賃金学習を強化し、全単組で賃金闘争をたたかう力を強化する。

- ① 「すべての労働者の賃上げ・安定した雇用」で格差是正、地域から景気回復をめざす。
- ② 自治体・公務公共職場に働くすべての労働者の最低賃金（自治体内最賃）の大幅引き上げをめざす。
- ③ 賃金格差の是正、生活改善へ全国一律最低賃金制度確立・大幅引き上げを実現する。
- ④ 公契約運動を広げ、公正な労働条件と安全・安心の公共サービスの確立をめざす。
- ⑤ 労働法制の解体を許さず、「8 時間働けばふつうに暮らせる」社会の実現をめざす。
- ⑥ 民主的公務員制度の実現と労働基本権の全面回復をめざす。

4. 「増やす人を増やす」「近いをいかす」「あなたの力が必要」「あなたの加入がみんなの力に」「聞こう・話そう・踏み出そう」を合言葉に「第 6 次組織財政強化中期計画」を推進する

この間の取り組みの教訓からこの間の全国の取り組みの教訓は、組合員であれ、未加入の仲間であれ、職場の仲間に寄り添い、励ますことの重要性である。職場の仲間は、様々な要求や怒り・悩みを抱えており、職場にこそエネルギーの源泉がある。そして、職場の仲間に寄り添うことで組合役員のやりがいにもつながっている。

加えて、この間の教訓は役員の心に灯がともり、熱意が変化した時にこれまでにない力を発揮している。どうやって役員の心に火をともしのか。寄り添って、励まそう。単組は職場へ、地方組織・県事務所は単組へ、本部は地方組織・県事務所へ。

「増やす人を増や」し、「近い」をいかし、「あなたの力が必要」「あなたの加入がみんなの力に」と訴え、熱意を伝える。加えて、「聞こう・話そう・踏み出そう」を合言葉に、すべての組合員との対話を広げ、組合員を信頼・激励し、実践に踏み出す。

どうやって「増やす人を増やす」のか。それは、要求に確信を持ち、その要求を実現する労働組合の存在に確信を持つ組合員をどれだけつくるのか、にある。また、「労働組合に加入してほしい」と訴えられても、通常、自らの「力」に対する自覚はないもの。しかし、自らの「力」が要求前進の力になる構図がわかれば、その人の自覚を促し、さらに、「対話」を繰り返すことで、熱意が伝わり、加入につながっている。自治労連共済でも、自らが加入することで、「健康告知該当者」の加入が可能になるなど、「あなたの力」・労働組合の力が自覚されている。さらに、組合員に依拠した日常的な労働組合活動にこそ「あなたの力」の自覚も生まれる。

そして、自治労連結成 30 年を節目に民主的自治体労働者論を継承・発展させることは単に理論と歴史を語り継ぐことではなく、たたかいと実践を通じて継承・発展させることが何よりも重要となっている。そのためにも役員の力量を高めることが焦眉の課題となっている。

すべての自治体・公務公共関係労働者の要求実現と団結の母体としての組織強化拡大を

地方自治制度の改変・地方財政危機により、自治体での非正規化・外部化がすすめられ、さらに「自治体戦略 2040」「会計年度任用職員制度」などで、地方自治、公務労働の変質・解体を加速させている。いまや住民サービスを支える労働者の過半は非正規雇用となっている。こうしたもとの、地方自治を住民の手に取り戻し、自治体・公務公共労働者が誇りとやりがいを持って働き続けるためには、「すべての自治体・公務公共関係労働者の要求実現と団結の母体」とする自治労連運動の原点に立ち、自治体非正規雇用、公共関係労働者の組織化が求められている。

加えて、非正規労働者の均等待遇の実現は、正規から非正規への置き換えの歯止めにも成りうるし、

自治体労働者の賃金・労働条件悪化の悪循環、ひいては地域から「雇用破壊」にストップをかけることにつながる。

- ① 「30 万自治労連」「10 万非正規公共」をめざし、「すべての自治体・公務公共労働者の要求実現と団結の母体」として運動を進めるために、第 6 次組織財政強化中期計画の推進にあたり、すべての単組の増勢、地方組織の強化・確立、産別機能の強化を進める。
- ② 役員の力量を高め、たたかう労働組合として発展させるためにも教育・学習の体系化をはかる。
- ③ 次世代育成に向け、全国規模での交流とともに、単組間交流、職場・職種別交流を重視する。こうした次世代育成の取り組みの上に立って、自治労連運動の世代間継承・発展をはかる。そのためにも「青年未来プロジェクト（青プロ）」を成功させる。
- ④ 「増やす人を増や」し、「近い」をいかし、「あなたの力が必要」「あなたの加入がみんなの力に」と訴え、熱意を伝える。加えて、「聞こう・話そう・踏み出そう」を合言葉に、すべての組合員との対話を広げ、組合員を信頼・激励し、実践に踏み出す。
- ⑤ 職場に寄り添い、職場の「待たなし」の願いに寄り添い、組織の強化拡大でこそ、「働き方」「働かせ方」は変えられる、このこと確信と展望を明らかにする。
- ⑥ 自治労連共済の取り組みで明らかになったように、「助け合いの輪への参加」を、組織強化拡大の基調に据える。

(注 1)

「日本国憲法は住民の健康で文化的な生活を保障し、自治体・公務公共労働者が国民全体への奉仕を職務とする労働者であることを明記するとともに、自治体・公務公共労働者も憲法の保障する基本的人権や労働基本権の例外ではなく、住民全体に奉仕する職務を遂行する権利と一体のものとして保障されてこそ、住民の願いに応えられるものになる」

(注 2)

公務員が「全体の奉仕者」であることを理由に「使用者は国民である」「政府は主権者国民に基礎を置くのであるから公務員は政府に絶対的忠誠を負わなければならない」「政府は国民全体を基礎におく、公務員はその政府に使用される手段に過ぎない。したがって公務員の労働基本権・政治的自由・市民的自由の制限は合理的なもの」

(注 3)

「私は命令に従い、職務を忠実に実行しただけだ。ユダヤ人を収容所に送るところまでが自分の仕事だから、その後の事は考えてもいなかった」

(注 4)

- 1 安倍政権が進めようとしている憲法「改定」とりわけ第 9 条「改定」に反対し、改憲 発議そのものをさせないために全力を尽くすこと。
- 2 安保法制、共謀罪法など安倍政権が成立させた立憲主義に反する諸法律を廃止すること。
- 3 膨張する防衛予算、防衛装備について憲法 9 条の理念に照らして精査し、国民生活の安全という観点から他の政策の財源に振り向けること。
- 4 沖縄県名護市辺野古における新基地建設を直ちに中止し、環境の回復を行うこと。さらに、普天間

- 基地の早期返還を実現し、撤去を進めること。日米地位協定を改定し、沖縄 県民の人権を守ること。
また、国の補助金を使った沖縄県下の自治体に対する操作、分断 を止めること。
- 5 東アジアにおける平和の創出と非核化の推進のために努力し、日朝平壤宣言に基づき北朝鮮との国交正常化、拉致問題解決、核・ミサイル開発阻止に向けた対話を再開すること。
 - 6 福島第一原発事故の検証や、実効性のある避難計画の策定、地元合意などのないままの原発再稼働を認めず、再生可能エネルギーを中心とした新しいエネルギー政策の確立と地域社会再生により、原発ゼロ実現を目指すこと。
 - 7 毎月勤労統計調査の虚偽など、行政における情報の操作、捏造の全体像を究明するとともに、高度プロフェッショナル制度など虚偽のデータに基づいて作られた法律を廃止すること。
 - 8 2019 年 10 月に予定されている消費税率引き上げを中止し、所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図ること。
 - 9 この国のすべての子ども、若者が、健やかに育ち、学び、働くことを可能とするための保育、教育、雇用に関する予算を飛躍的に拡充すること。
 - 10 地域間の大きな格差を是正しつつ最低賃金「1500 円」を目指し、8 時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること。また、これから家族を形成しようとする若い人々が安心して生活できるように公営住宅を拡充すること。
 - 11 LGBTs に対する差別解消施策、女性に対する雇用差別や賃金格差を撤廃し、選択 的夫婦別姓や議員間男女同数化（パリテ）を実現すること。
 - 12 森友学園・加計学園及び南スーダン日報隠蔽の疑惑を徹底究明し、透明性が高く公平な行政を確立すること。幹部公務員の人事に対する内閣の関与の仕方を点検し、内閣人事局の在り方を再検討すること。
 - 13 国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。

(注 5)

民主的自治体労働者論：自治体労働運動の先人たちのたたかひの経験をふまえ、「自治体労働者自身の働き方や権利・労働条件の確保」と「地域住民の生き・働き・生活する権利の改善や地方自治の発展」を統一してめざす運動。憲法上では、15 条の「全体の奉仕者」と憲法 28 条の労働者の権利を統一して進める運動。

これに対し、戦後、マッカーサー「書簡」と政令 201 号により、「全体の奉仕者」を歪め、公務員の労働基本権と政治的自由を制約し、今度は憲法上も公務員の労働基本権を奪おうとする自民党の公務員政策を、私たちは「反動的自治体労働者論」と呼んでいる。

一方、「反動的自治体労働者論」への反発・嫌悪から、一面的に労働者性を強調し、「全体の奉仕者」という特殊性を強調することは「政治・独占資本の自治体労働者への『使用者は住民』とする攻撃に手を貸す」と主張し、自治体労働者が住民奉仕の職務をもつことと労働者であることを二律背反とする考え方を、私たちは「機械的労働者論」と呼んでいる。

【2019 年度の重点課題】

1. 安倍改憲阻止、安保法制（戦争法）・「共謀罪」法廃止、「自治体・公務公共労働者の権利保障」を組合員の要求に高めるためにも、日本国憲法の価値を職場で共有し広げながら、憲法を語る人をつく

ることをめざす。

改憲阻止、安保安法（戦争法）・「共謀罪」法の廃止、「戦争する国」に向けた具体化を許さないたたかいと世論を地域から広げる。そのためにも、「安倍改憲 NO！」3000万署名を成功させるとともに、「憲法キャラバン」に引き続き取り組む。

明文・立法・解釈改憲の策動を許さず、「9の日宣伝」の恒常化など、地域に打って出ることを重視する。

米軍基地再編強化・恒久的な海外派兵に反対し、辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地即時無条件撤去、オスプレイ配備の撤回、米海兵隊の撤退をはじめ、「日本のどこにも米軍基地はいらない」を全国的な運動に広げ、日米安保条約廃棄の世論と運動につなげる。日米地位協定の抜本の見直しを求め、米国兵器の“爆買い”に反対する。

ヒバクシャ国際署名を成功させるとともに、唯一の被爆国日本政府に核兵器禁止条約を支持・署名・批准させることを求める。2020年5月に米国ニューヨークの国連本部で行われる核不拡散条約（NPT）再検討会議の成功とあわせ、この行動に合わせてニューヨークで開催予定の「原水爆禁止世界大会 in ニューヨーク（仮称）」を成功させる。非核自治体宣言、非核「神戸方式」を全国に広げる。

「一票の格差解消」「合区解消」を口実とした選挙制度改革を許さず、小選挙区制を廃止し国民の声が反映する民主的な選挙制度への改革を求める。

2. 大企業を優遇し、国民生活を危機に陥れ、日本経済を衰退に導いたアベノミクスを転換させるとともに、大企業の莫大な内部留保の蓄積構造を改めさせ、均等待遇確保、全国一律最賃制の確立と、時間額1,500円（日額12,000円・月額22～23万円程度）をめざしつつ、当面、ただちに「誰でも時間額1,000円以上」（自治体内最賃としては「時間額1,300円以上」）を実現し、公契約適正化、「正規雇用が当たり前」「普通に働けば生活できる賃金」の確立をめざす。加えて、安倍「働き方改革」の実施を許さず、ディーセントワークの実現をめざす。さらなる社会保障と消費税のリンクと社会保障大改悪の具体化を許さず、憲法25条の実質改憲である「社会保障制度改革推進法」「同プログラム法」の廃止の世論づくりをすすめる。消費税10%増税を許さず、大企業や富裕層に対する優遇税制の廃止・課税強化など民主的税制と、社会保障への国家責任と大企業負担で「応能負担」原則の確立を求める国民的世論を広げる。

保育における公的責任確保、介護保障を展望した介護保険制度の抜本的改善、生活保護基準の引き上げや運用改善と実施体制確保、児童福祉司の増員、学校司書配置、医師確保と看護師をはじめとした医療労働者が働き続けられる労働条件確保、地域医療の拡充、応能負担による「障害者総合福祉法」確立、最低保障年金制度の確立と安心して生活できる給付水準の確保など、社会保障制度の拡充と、自治体施策の改善を求める地域からの共同を広げる。

3. 憲法と地方自治をいかし、自治体・公務公共業務への住民の期待の広がりに応えるため、『こんな地域と職場をつくりたい』の運動を推進し、仕事と職場を再点検し、地域に出て住民との共同をすすめる。働くものの賃金改善・中小業者支援・農林漁業の再興に向け、TPP11、日欧EPA、米国との二国間協議等からの離脱で、経済自主権を確立するとともに、持続可能な地域経済の再生と、誰もが安心して住み続けられる地域をめざす。

住民のいのちとくらしを守ることでできる施策の予算と、それを進める上での職場体制確保、長時間労働の解消に向け、予算・人員闘争のサイクル化と全国的な運動として推進する。

「地方創生」・道州制導入・「地方分権改革」・公務公共サービスの営利化（「公的サービスの産業化」）の具体を許さず、地方財政拡充をはかる運動を、自治体関係者や住民団体との幅広い共同ですすめる。

東日本大震災・福島原発事故・熊本地震はもとより、大阪北部地震・西日本豪雨災害等の被災住民の生活の立て直しと住民本位の復旧・復興を、政府と東電の責任と負担で進めることを求める。原発ゼロをめざす国民的共同に合流するとともに、再生可能エネルギーへの転換の国民的合意を広げ、その具体化に向けて、自治体が役割を発揮することを、自治体関係者との共同ですすめる。日本のどこでも「災害に強いまちづくり」をめざし、防災計画の見直しや、安全対策の拡充の取り組みをすすめる。

4. 公務員を「時の政権への奉仕者」に貶め、公務員賃金を国民負担の露払いに「利用」する動きに対し、憲法 28 条（勤労者の権利）はもとより、15 条（全体の奉仕者）に基づく民主的公務員制度の確立に向け、憲法闘争としても位置づけ、消防職員を含めた「労働基本権回復」に向けた政府要請を強める。

すべての労働者の賃金水準の低下と格差の拡大・固定化を進め、職場に分断を持ち込む「給与制度の総合的見直し」を中止させ、回復・引き上げを求め、生計費に基づく賃金改善要求など積極要求を掲げ、国民春闘を起点として、公務・民間一体、国民共同のたたかいを前進させる。

「能力・成果主義」人事管理制度の導入・強化を許さず、将来に希望のもてる賃金制度を確立する。自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用安定と、均等待遇実現をめざし、時間額 1,300 円以上を求める「企業内最賃協定締結」を視野に、賃金・労働条件、福利厚生などの改善を求める要求運動を推進する。

「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」が原則にもかかわらず、正規職員を一層削減し、非正規雇用職員への置き換えを促進する狙いをもつ、地公法・自治法「改正」のもとで、「つなぐアクション」の取り組みとして、正規・非正規一体で、自治体非正規雇用労働者の処遇改善と組織化を推進し、自治体・公務公共サービスの在り方を問い直す。

どの世代も誰もが安心して働き続けられる高齢期雇用の制度確立に向け、高齢期の賃金・退職手当の引き下げを許さず、働き続けられる職場・労働条件確保の要求を基本に、公務・民間共同のたたかいを広げる。

職場の困難・実態に向き合い、「賃金・権利・労働時間」「人員・健康・働きがい」「仕事の見直し」など職場要求闘争やメンタルヘルス予防・救済、労働安全衛生活動を強化する。国際基準に基づくジェンダー平等をめざし、国内法の整備を求めるとともに、仕事と生活の両立支援策の前進に向けた取り組みを強化する。

5. 「第 6 次組織財政強化中期計画」2 年次目の推進で、すべての単組で増勢をめざす。全組合員参加による、学習、対話・懇談、行動の追求で組合民主主義を発展させ、元気な職場づくりをすすめる。労働基本権の全面的な回復を求め、職場活動を活性化させ、全ての単組で要求書の提出、要求に基づく団体交渉を行い、「労使対等・労使合意」の基本原則を追求し、組合活動の権利拡充をすすめる。役員をの力を高め、たたかう労働組合として発展させるためにも、教育・学習の体系化をはかる。次世代育成、とりわけ「おきプロ NEXT」や各地の交流で生み出された「つながり」を広げ、「青年未来づくりプロジェクト（あおプロ）」を成功させ、単組役員育成への取り組みをすすめる。「組合活動への男女参加促進のアクションプログラム」（改定版）に基づき、労働組合の意思決定への男女共同

参画、活動への青年女性の参加を前進させる。ジェンダー平等を推進する。

組織強化拡大の重点として、消防職員の団結権・協約締結権回復も視野に入れつつ、単組からの働きかけと「消防職員連絡会」づくりをすすめる。

「新たな峰をめざす特別重点支援措置」はじめ、組織強化と一体で前進を作り出した「共済ライフサポート運動」の到達点を踏まえ、自治労連共済の「つながる・支える」共済拡大運動（2017年度～2019年度）の最終年次をすすめる。

自治労連の全国・地域での「産別機能」強化とあわせ、地方組織の自立的機能強化、県事務所の地方組織化を追求する。

「民主的自治体労働者論」を実践的に学び、「公務員バッシング」など、住民と自治体・公務公共関係労働者との分断を狙う思想攻撃を打ち破る教育・学習・宣伝活動を強化する。